

船舶事故調査報告書

令和2年8月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年3月1日 10時10分ごろ～11時22分ごろの間）
発生場所	不明（山口県柳井市平郡島 ^{へいぐん} 北西方沖）
事故の概要	漁船幸陽 ^{こうよう} は、一本釣り漁を終えて帰航中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸陽、1.6トン YG3-58267（漁船登録番号）、個人所有 8.73m(Lr)×2.14m×0.57m、FRP ディーゼル機関、129kW、平成2年8月 第291-30263号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	本件船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年8月25日 免許証交付日 平成29年11月22日 (令和5年8月24日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（本件船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1m、潮汐 上げ潮の末期、水温 約13℃
事故の経過	本船は、本件船長が1人で乗り組み、たい一本釣り漁の目的で、令和2年3月1日07時00分ごろ平郡島北西方沖の漁場に向けて山口県上関町 ^{かみのせき} 室津港 ^{むろつ} を出航した。 漁場において本船の近くで釣りをしていた遊漁船の船長（以下「船長A」という。）は、09時30分ごろから風波が強くなってきたので、本件船長とジェスチャーで互いに帰航する旨のやり取りを行い、10時10分ごろ本船が上関町 ^{せんぼ} 千葉埼方向に向けて航行を開始したの

	<p>を認めた。</p> <p>船長Aは、平郡島西方の島陰に移動して自船の帆を収納し、室津港に向けて航行を開始したところ、10時30分ごろ時計回りに旋回を続ける本船を認めた。</p> <p>船長Aは、本船に向かって航行し、携帯電話で本件船長に連絡したものの電話に出ず、本船に近づいたところ、無人の状態であったので、本件船長が落水したと思い、10時39分ごろ僚船の船長（以下「船長B」という。）に連絡して本件船長が落水した旨を伝えた。</p> <p>船長Bは、他の僚船1隻と共に本船が旋回している海域（以下「本件海域」という。）に向けて室津港を出航し、その途中で、海上保安庁への通報及び所属漁業協同組合担当者（以下「漁協職員」という。）への連絡を行った。</p> <p>船長Bは、本件海域付近で捜索を行ったところ、救命胴衣を着用して仰向けの状態で浮いている本件船長を発見し、その際、本件船長が顔に掛かる波しぶきを手で拭う仕草を数回見た。</p> <p>船長Bは、先の曲がった金属製の道具（以下「かぎ」という。）を本件船長の襟に引っ掛けて自船に引き揚げようとしたものの、波高が高くて引き揚げることができなかつたので、後部甲板右舷側でかぎを持ち、本件船長の胸から上が海面上に出るように支えていた。</p> <p>船長Bは、本件船長に話しかけたものの反応がなかつた。</p> <p>本件船長は、来援した巡視艇により、11時22分ごろ引き揚げられて柳井市柳井港に運ばれ、救急車で病院に搬送されたものの、医師により死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>本船は、他の僚船に乗り組んで本件海域に着いた漁協職員が移乗して停船させ、漁協職員が操船して12時30分ごろ室津港へ帰航した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件船長は、ベルト型の自動膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、漁協職員が移乗した際、約6～7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で旋回し、リモコン式舵角指示器が後部甲板左舷側から海中に没しており、引き揚げた同指示器の舵角は右舵約10°であった。（写真2参照）</p>



写真2 後部甲板の状況

本件船長の携帯電話は、本船に残されていた。

漁協職員は、本事故時、北東方から波高約1mの波があったので、本件船長が、後部甲板左舷側でリモコン式舵角指示器を持って操船中、本船が右舷方から風波を受けて本船が左舷方に傾いた際、落水したのではないかと本事故後に思った。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

本件船長の死因は、溺水であった。

本船は、平郡島北西方沖において、10時10分ごろ千葉埼方向に向けて帰航を開始したところを目撃され、10時30分ごろ旋回しているところを目撃されたことから、この間において、本件船長が落水したものと考えられる。

本船は、約6～7knの速力で旋回を続け、リモコン式舵角指示器が後部甲板左舷側から海中に没していたことから、同甲板で同指示器を持って操船に当たっていた本件船長が、北東方からの風波を受けて本船が左舷側に傾いた際、同甲板左舷側から落水して溺死した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。

原因	本事故は、平郡島北西方沖において、本船が帰航中、本件船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舷側の低い小型船舶の船長は、舷側で操船せず、操舵区画で舵輪を持って操船に当たり、十分に注意して落水防止に努めること。 ・ 防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、緊急時における連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

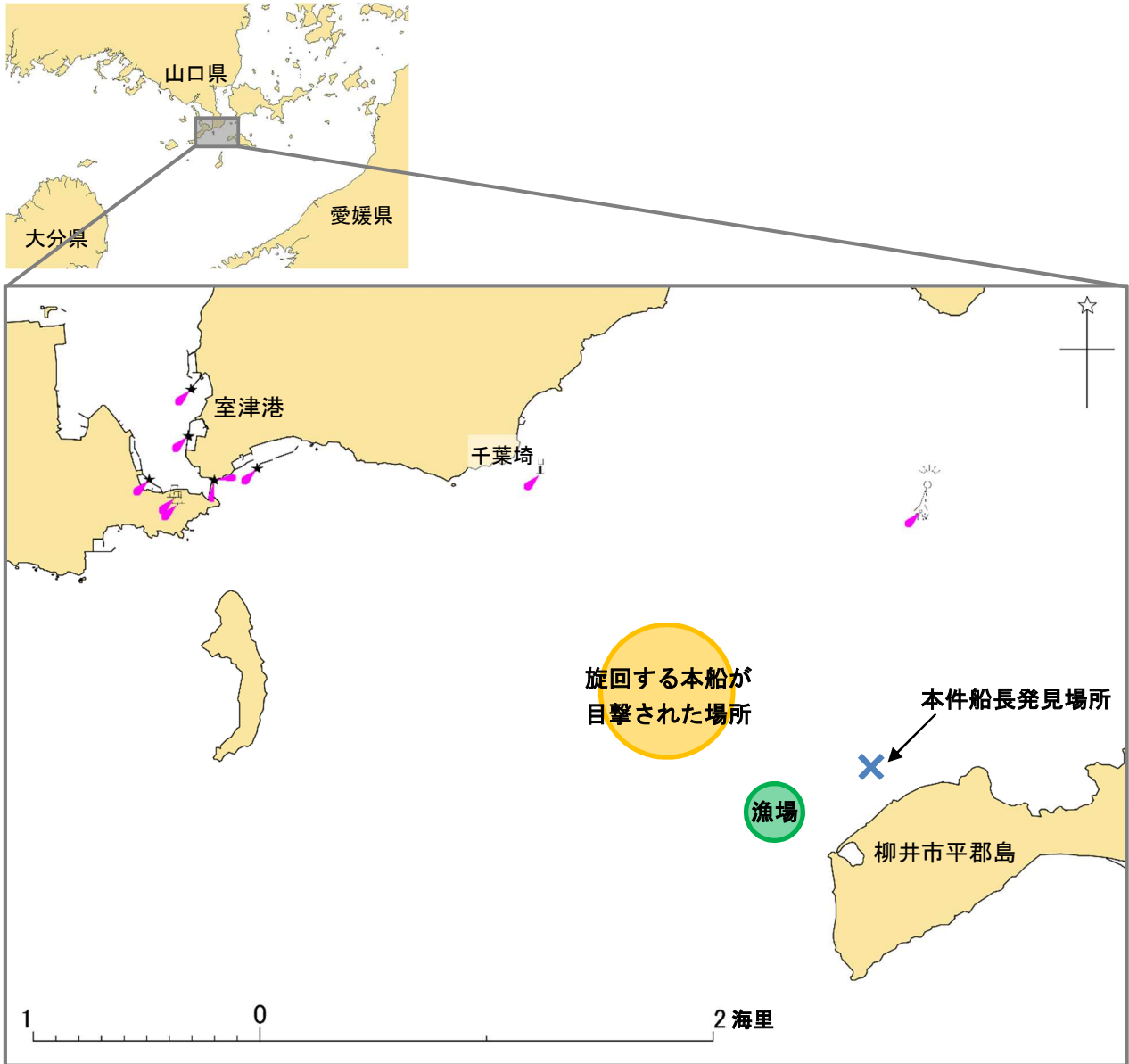


写真1 本船

